

性犯罪・暴力の抑止強化

元受刑者の住所届け出 ■ 再発防止指導

福岡県議会が条例案決定

福岡県議会は17日、子どもへの性犯罪や配偶者らへの性暴力を抑止するための条例案をまとめ、2月県議会に提出する方針を決めた。18歳未満への性犯罪で服役した元受刑者に刑の満了から5年間、住所などの届け出義務を課す。被害者支援を強化する「性暴力」の対象にはセクシユアルハラスメントを含め、幅広い対応を県に求める内容だ。

(瀧沢貴子、吉田拓史)

条例案は主要会派の担当が集まる17日の検討会議で正式に決めた。

柱の一つは、性犯罪の再犯防止に向けた住所届け出の義務付け。2012年制定の大府条例にならった規定で、18歳未満への強制性交等や強制わいせつなどの罪で服役した元受刑者が対象。氏名や住所、連絡先、罪名などを届け出。しない場合は5万円以下の過料となる。条例案では対象者に、知事が再犯防止の指導プログラムや治療を受けるよう勧奨できるとし

止し、事業者には被害者保護を義務づけた。県が被害者支援センターを置き、相談や支援を行う。

セクハラについては慎重論もあったが、「国連の定義や国際的な例に鑑みて性暴力に含めるのが一般的」との結論に落ち着いた。

先行の大阪府 135人が届け出

性犯罪の元受刑者に住所の届け出を義務づける条例は大阪府が12年10月に全国で初めて施行した。昨年9月までの約6年間で、計135人の届け出があった。

府によると、届け出られた情報は社会復帰支援のために使う。届け出の際に支援制度があることを伝えるが、その後、府側から連絡

をすることはない。

法務省に照会し、届け出内容が正しいかを確認する。情報は府職員か、府が委嘱した社会復帰支援員のみが知ることができ、府警との情報共有はしていないという。

性犯罪認知件数 福岡は全国7位

福岡県警によると、2018年の県内における性犯罪の認知件数(暫定値)は

383件。前年比で28件

減。ここ数年は減少傾向にあるという。ただ、件数は都道府県で7番目に多く、10万人当たりの件数では3番目。被害者の7割を10、20代が占める。高木勇人・県警本部長は17日の署長会議で「昨年の件数は減少したものの、いまだ高水準だ」と危機感を示し、「あらゆる法令を適用した検挙、指導・警告措置を講じるなど、先制・予防的活動を推進されたい」と訓示した。

治療につなぐ具体策必要

東京、大阪、福岡で性犯罪加害者治療に取り組む性障害専門医療センターの福井裕輝代表理事の話。大阪府条例の議論では住所届け出について、性犯罪のみに義務を課すことの問題や、憲法が禁ずる二重処罰に抵触する恐れなどが指摘された。社会復帰支援のためと位置づけた仕組みだが、センターに年間150人ほど来る元受刑者の患者で、府から紹介された人は一人もいない。予算規模も小さく、きちんとした加害者治療がなされていない。元受刑者を監視するだけにならないよう、円滑に治療につなぐ具体的な運用が必要だ。